

損害賠償及び和解に関する件

平成29年（2017年）12月6日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 事件名

札幌地方裁判所

平成28年（ワ）第827号 損害賠償請求事件

2 当事者

(1) 原告 札幌市白石区在住者

(2) 被告 札幌市

3 事件の概要

(1) 平成25年4月17日、原告から、原告が所有する土地の一部（以下「本件土地」という。）について、当該土地に建つ原告所有のビル（店舗兼居住用の賃貸ビル。以下「本件ビル」という。）の入居者用駐車場として利用していることから、固定資産税及び都市計画税の課税において、地方税法上の小規模住宅用地特例（その全部又は一部を人の居住のために使用する家屋の敷地の課税標準を一定割合で減額する特例制度をいう。以下同じ。）が適用されるべきであるとの申出があった。

(2) 本市は、本件土地について改めて調査したところ、本件土地が本件ビルの入居者用駐車場として利用されていると認められたことから、本件土地に小規模住宅用地特例を適用することを決定し、平成25年度の課税を変更するとともに、平成20年度から平成24年度までの過誤納金を原告へ還付した。

(3) 平成28年4月18日、原告は、本件土地は平成5年度以降小規模住宅用地特例が適用されるべき土地であったとして、平成5年度から平成19年度までの過誤納金相当額の支払を求め、本市を被告として、損害賠償金455万9250円及びうち316万0700円に対する平成20年1月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める訴訟を提起した。

4 和解の要旨

- (1) 本市は、原告に対し、解決金として金330万円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、原告に対し、(1)の金員を所定の期日までに支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(理 由)

損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。